

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策

追加
募集

テレワーク導入推進支援事業費補助金のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の感染予防と社会経済活動の両立を図るため**テレワークを導入する事業者**に対して**補助金を交付**します。**テレワークを導入しませんか？**
妊娠中の女性、疾病を抱える労働者、障がいのある方等への支援にも御活用ください。

対象

県内に主たる事業所を有する中小企業事業主
※令和2年9月1日から令和2年9月18日までに国の助成金に申請のうえテレワークを導入していること。
※成果目標（県補助金交付要綱第2条(3)関係）を達成すること。
(注) **4月7日**以降の取組で、国の交付決定より前のものも補助対象となります。



ア. 国の助成金の支援対象となる取組

①	テレワーク用通信機器の導入 (購入を含む)・運用 ※PC・タブレット等については、リース、レンタル費用は対象。購入は対象外。	②	就業規則・労使協定等の作成・変更
		③	労務管理担当者に対する研修
		④	労働者に対する研修・周知・啓発
		⑤	社会保険労務士などの外部専門家によるコンサルティング

【対象経費】 謝金・旅費・借損料・会議費・雑役務費・印刷製本費・備品費・機器装置等購入費・委託費

イ. 国の助成金の支援対象外となる取組

⑥	国助成金申請書類作成等に係る経費
---	------------------

【対象経費】 謝金・旅費・役務費・印刷製本費・賃借料

補助金額

ア：①～⑤の経費に対して国から助成された額の**1/2**の額
(限度額 **50万円**)

イ：⑥の経費合計額の**1/2**の額
(限度額 **10万円**)

申請期間

令和2年9月9日～令和3年1月31日

国の助成金とは…

「働き方改革推進支援助成金

(新型コロナウイルス感染症対策のための
テレワークコース(第2弾))」(厚生労働省)

《中小企業主とは》 AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	中小企業主の範囲	
	A.資本または出資額	B.常時使用する労働者
① 小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
② サービス業	5,000万円以下	100人以下
③ 卸売業	1億円以下	100人以下
④ その他の業種	3億円以下	300人以下

※ご利用の流れ、必要書類等については裏面をご確認ください。

ご利用の流れについて



交付申請時の必要書類

①	令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入推進支援事業費補助金交付申請書（様式1号）
②	令和2年度働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース第2弾）の交付決定書の写し
③	令和2年度働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース第2弾）の交付決定に係る国への提出書類（交付申請書、添付書類を含む。）の写し
④	口座振替申込書兼債権者登録票、振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し（代表者の名前と同一の口座に限る。）
⑤	納税証明書（県税等の未納がないことの証明）

実績報告時の必要書類

①	令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入推進支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）
②	令和2年度働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース第2弾）の支給決定書の写し
③	令和2年度働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース第2弾）の支給決定に係る国への提出書類の写し
④	令和2年度働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース第2弾）の申請書類作成等に係る経費に関する証拠書類
⑤	成果目標の達成状況に関する証拠書類（賃金台帳の写し、出勤簿の写し等）

【お問い合わせ先及び申請窓口】 TEL:089-912-2500 FAX:089-912-2508

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2（第1別館6階）

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 労働政策グループ